

指定訪問リハビリテーション運営規程

第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 特定医療法人弘友会（以下「本会」という。）が開設する老人保健施設フレンド（以下「当事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーションの事業の適正な運営を確保するために必要な事項を定める。

第2章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第2条 当事業所は、要介護状態（以下、「要介護状態等」という。）となった場合においても、その利用者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(事業所の名称および所在地)

第3条 当事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 老人保健施設 フレンド
- (2) 所在地 愛媛県大洲市東大洲 39 番地

(運営の方針)

第4条 当事業所は、利用者の意志および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとする。

- 2 当事業所は、地域との結び付きを重視するとともに、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第3章 従業者の職種、員数および職務の内容

(従業者の職種、員数および職務の内容)

第5条 当事業所に従事する従業者の職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

職種	員 数	職務の内容
管理者 医師	1 (施設長兼務)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う ・ 医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。 ・ 従業者に各種規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1 以上 (専従)	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図る。 ・ 医師及び作業療法士等が協同により、指定訪問リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って訪問リハビリテーション計画を作成する。計画作成にあたっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得、作成した計画は、利用者に交付する。 ・ 医師の指示・訪問リハビリテーション計画に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービスを行う。 ・ 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。 ・ それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告する。 ・ 訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始から、計画の期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は当該訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（「モニタリング」）を行う。またその結果を記録し、当該サービス計画を作成した支援事業者へ報告する。

※ 必要に応じて増員するものとする。

第 4 章 営業日および営業時間

(営業日および営業時間)

第 6 条 当事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12 月 30 日から 1 月 3 日）及び当事業所が定める休日を除く
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする

第5章 事業の内容

(事業の内容)

- 第7条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の心身の状態及び生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、事業所医師及び主治医の診療による指示又は主治医意見書による指示に基づき、作成した訪問リハビリテーション計画等に沿って実施する。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問リハビリテーション計画等の修正を行い、改善を図るよう努める。
 - 3 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的及び具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備その他療養上必要な事項について、利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行う。
 - 4 指定訪問リハビリテーションを実施した場合は、終了後速やかに、利用者の氏名、実施日時、実施したリハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録する。

(通常の事業の実施地域)

- 第8条 通常の事業の実施地域は、大洲市・内子町の地域とする。

(利用料その他の費用の額)

- 第9条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 第8条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次のとおりとする。
実施地域を超えた距離に対して、1キロメートルにつき30円（税込み）
 - 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(緊急時における対応方法)

- 第10条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて 臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じる。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等、利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡する。

(苦情処理)

第12条 当事業所は、提供した指定訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 当事業所は、提供した指定訪問リハビリテーションに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当事業所は、提供した指定訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(記録の整備)

第13条 当事業所は、利用者の訪問リハビリテーションの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。ただし、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体拘束等)

第14条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回

- 以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施する。

(虐待の防止等)

第15条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的 to 開催し、その結果について従業者に 周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切 to 実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、要な研修及び訓練を定期的 to 実施する。
- 3 当事業所は、定期的 to 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6カ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 当施設職員の業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当施設入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を3月に1回以上開催する。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 当事業所は、適切な指定訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、特定医療法人弘友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。